

大阪市水道局非常災害用前渡金運用要綱及び  
大阪市水道局非常災害用前渡金運用要綱の運用についての施行日について

(制定 平成 29 年 4 月 26 日 経理課長決)

大阪市水道局非常災害用前渡金運用要綱及び大阪市水道局非常災害用前渡金運用要綱の運用についての施行日は、平成 29 年 4 月 26 日とする。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。